

業務名称： 03－金剛団地道路通路修繕その他工事監督業務

1. 本業務に適用する共通仕様書は、別冊資料1の「工事監督業務委託共通仕様書（Ⅱ）」とする。
2. 受託者は、機構と工事受注者が締結した工事の契約内容（契約図書等）土木工事監督技術基準（令和2年度版）、造園工事監督技術基準（令和2年度版）、土木工事施工管理基準（令和2年度版）、造園工事施工管理基準（令和2年度版）、建設工事等事務取扱要領（平成16年版）及び保全工事事務取扱要領（平成28年度版）に基づき、完全に履行されるよう工事監督業務を行うものとする。
3. 受託者は、「別表」の工事について工事監督業務を行うものとする。
4. 受託者は、月毎の配員構成を作成し「業務実施計画書」により機構担当職員に提出しなければならない。各技術者の資格基準値は表－1による。
5. 受託者は、機構担当職員と業務の処理に係る協議を行い、又は承諾若しくは指示を受けた場合は、その都度「業務打合せ記録簿」を2部作成し、うち1部を機構担当職員に提出して確認を受けなければならない。
6. 受託者は、監督業務の履行日毎に「業務処理結果報告書」を作成し、機構担当職員の要求ある都度、速やかに提出して確認を受けなければならない。
また本業務の完了時には、本業務の全履行期間に係る「業務処理結果報告書」を提出すること。
7. 受託者は、業務の実施に必要な設備、備品等を備え付けなければならない。但し、現場監督員事務所は委託期間中貸与するものとする。
8. 受託者は、監督する工事に設計変更が生じた場合は、受託範囲内における変更資料を作成し、機構担当職員に提出しなければならない。
9. 受託者は、事前に所轄住まいセンターとの協議（居住者への周知、施工計画書、共通仮設）を行い、承諾を得るものとする。
10. 駐車場利用車両に係る対応について
受託者は、駐車場及びその周辺における工事に伴う駐車場利用車両の移動に際し、以下の業務を総主任と連携し実施すること。当該業務の実施にあたっては、業務着手前に業務計画書を提出し、業務完了後に報告書を提出すること。
 - ① 駐車場移動計画の確認及び住まいセンターとの調整
 - ② 駐車場仮移動及び戻り通知文書の作成、配布（個別訪問説明を含む）
 - ③ 駐車場仮移動及び戻り状況等の確認、利用者対応等
11. 受託者は、現場における安全、その他の規則については関係法令等を遵守するとともに工事受注者に対し、これらを厳守させるよう指導監督しなければならない。
12. 受託者は、別冊資料2の「監督員検査行為 計画・実施チェックシート(例)」及び別冊資料3の「監督記録」に基づき立会い・確認時における①監理項目、②検査行為の実施計画（確認時期、数量、頻度及び確認回数）、③検査行為等の結果、④立会等の箇所及び指摘箇所を詳細に記録し都市機構担当職員の確認を受けること。
13. 各工事の工期末からの14日間については、下記の業務を行うものとする。
 - ① 「工事監督業務共通仕様書（Ⅱ）」第26条第2項から第6項に定める業務。
 - ② 関係官庁検査立会業務。
 - ③ 当機構の引継業務
14. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
 - 1) 工事の施工（履行）に際して、暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
 - 2) 1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により委託者に報告すること。
 - 3) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、委託者と協議を行うこと。

15. 共通仕様書第3条及び第4条に係る資格基準（表－1）

1) 土木及び造園に関する工事の場合

共通仕様書に定める受託者の体制	資格基準
管理技術者	① 技術士（建設部門又は総合技術監理部門）の資格を有し、技術士法（昭和58年法律第25号）による登録を行っている者。 ② 1級（土木又は造園）施工管理技士の資格を有し、建設業法（昭和24年法律第100号）による合格者証の交付を受けている者。 ③ 土木学会認定（上級又は一級）土木技術者の資格を有する者。 ④ RCCMの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。 ⑤ 公共工事等を発注する国、地方公共団体、公社、特殊法人又は独立行政法人の技術職としての実務経験を25年以上有する者。 注）上記の他 入札説明書による。
主任監理員	① 1級（土木又は造園）施工管理技士の資格を有する者 ② 原則として、2級（土木又は造園）施工管理技士の資格を取得後4年以上の実務経験を有する者 ③ 職務経験等により①と同等の能力を有すると認められる者

2) 建築に関する工事の場合

共通仕様書に定める受託者の体制	資格基準
主任監理員	① 1級建築士の資格を有する者。 ② 職歴、経歴により①と同等の能力を有すると認められる者。
監理員	主任監理員の資格基準には満たないが、相当の能力を有すると認められる者

3) 電気設備に関する工事の場合

共通仕様書に定める受託者の体制	資格基準
主任監理員	① 設備設計一級建築士、建築設備士、技術士（電気電子部門）、電気主任技術者、電気工事施工管理技士（1級、2級）の資格を有する者。 ② 第1種電気工事士の資格取得後2年以上又は第2種電気工事士の資格取得後2年以上の実務経験を有する者。 ③ ①、②と同等の能力を有する者。
監理員	① 主任監理員と同等の資格又は大学卒業後5年以上の電気設備に関する実務経験を有する者又は高校卒業後10年以上の電気設備に関する実務経験を有する者。 ② ①と同等の能力を有する者。

4) 機械設備に関する工事の場合

共通仕様書に定める受託者の体制	資格基準
主任監理員	① 技術士（衛生工学部門）、管工事施工管理技士（1級及び2級）又は学会設備士の資格を有する者。 ② ①の他、大学卒業後6年以上又は工業高等学校卒業後10年以上の実務経験を有する者、若しくはこれに準ずる者。
監理員	主任監理員の資格基準には満たないが、相当の能力を有すると認められる者

注1）資格は、職階毎に、何れかの条件を満たしていればよいものとする。

注2）複数の工種の資格基準を満たす者は、それらの工種を兼任することができる。

16. 受託者は、工事請負契約書第31条による検査の他、都市機構の発意により指導検査を行う場合には、これに立会うものとする。なお、指導検査は、機構の指示により実施するものであるが、その実施時期等については本業務受託者が担当職員と協議するものとする。

指導検査の内容は、表1の「出来形及び品質の検査」とし、低入札価格工事においては表2の「工事の実施状況の検査」を早期に1回実施するものとする。

表1 出来形及び品質の検査

	項目	実施時期
1	基礎工（基礎材、杭基礎等）	施工状況が確認できる時期
2	コンクリート工（配筋、打設面等）	配筋の状況が確認できる時期
3	擁壁工（基礎、裏込め材等）	基礎、裏込め材等の施工状況が確認できる時期
4	地盤改良工	施工状況が確認できる時期
5	排水工（管・マンホール等の施設等）	各施工状況、施工完了が確認できる時期
6	道路工（路盤、道路付属物の基礎等）	各施工状況、施工完了が確認できる時期
7	その他	状況に応じて実施

表2 工事の実施状況の検査

	項目	関係書類	留意事項
1	契約書などの履行状況	・工事請負契約書 ・共通仕様書	○ 工事請負契約書、共通仕様書に基づく契約提出書類（施工体制台帳等）の処理内容及び履行状況
2	工事施工状況	・工事計画書、施工計画書 ・工事記録、その他関係書類	○ 指示、承諾、協議事項などの処理内容、支給材料、貸与品及び工事発生品の処理、その他の施工状況 ○ 工法研究、施工方法及び手戻りに対する処理状況、現場管理状況
3	工程管理	・実施工程表 ・工事記録	○ 工程管理状況及び進捗状況
4	安全管理	・契約書、設計図書 ・工事記録	○ 安全・衛生管理状況 ○ 交通処理状況及び処置内容 ○ 関係法令の遵守状況

17. その他

- 1) 土木工事監督技術基準に定める「監督実施内容表1. (3)（施工体制の把握）」は、別冊資料4の「施工体制の把握について」により行うものとする。

2) 業務の一部再委託

監督業務委託契約書第6条第2項の規定により、あらかじめ委託者の承諾を受け業務の一部を第三者に委託し、又は、請負わせることができるものは次に掲げる場合をいう。

- ① 電気、機械等職種業務で、土木及び造園職種業務を除いた業務量が少ない場合
- ② 監督業務で短期的かつ臨時的措置が必要な場合
- ③ 監督業務の一部で専門的な技術（特殊工法など）を要する場合

3) 総合評価方式工事における技術提案内容の確認

受託者は、工事発注部署から通知される技術提案内容と工事受注者から提出される総合評価計画書の内容について、工事受注者、工事監督部署、工事発注部署の三者で確認するものとする。

なお、確認された総合評価計画書については、報告・協議書により、工事受注者から工事発注部署に報告させるものとする。

4) 法令等に基づく届出等チェックリスト

受託者は、当該物件における法令等に基づく届出等の必要があるものについて、工事受注者より、別冊資料13の「法令等に基づく届出等チェックリスト」を、施工計画書等と併せ、当該工事着手に必要な時期までに、提出させ、これを確認する。

受託者は、確認済み「法令等に基づく届出等チェックリスト」を担当職員及び設計担当者に提出する。工事期間中は「法令等に基づく届出等チェックリスト」の届出等提出予定日までに当該届出等が提出されているか確認を行い、提出されていない場合は、担当職員及び設計担当者に報告する。

- 5) 「工事監督業務特記仕様書」の「機構担当職員」とは、主務地の所轄工事事務所長をいう。
- 6) 本業務の履行にあたり、工事規模、内容等により、監督業務の執行に支障がないと判断される場合は、主任監理員は管理技術者を兼務することが出来る。
- 7) 業務成績評定
本業務は、業務成績評定対象業務である。受託者には、業務完了後業務成績評定点を通知する。
なお、付与した業務成績評定点は、将来業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある
- 8) 個人情報の取扱い
受託者は、「個人情報等の保護に関する特約条項」を契約書と併せて同日付で締結し、これに基づき個人情報等を適切に取り扱うこと
- 9) 工事受注者及び下請負人の社会保険等への加入の有無に関する確認
 - イ) 受託者は、工事受注者から提出される施工体制台帳及び添付書類に記載された全ての建設業者について「社会保険等未加入建設業者」に該当するか否かの確認を行う。
 - ロ) 「社会保険等未加入建設業者」に該当する下請負人が確認された場合、受託者は、総括監督員の指示に従い、工事受注者に対し適切な措置が講じられるよう協力すること。
- 10) 検査行為の立会い・確認頻度
「土木監督技術基準」及び「除却監督技術基準」における検査行為の立会い・確認頻度については、別冊資料14による
監督対象工事が低入監督を要する場合は、受託者は、別冊資料16の「低入札価格工事における低入監督計画書の作成について(案)」により、委託者が策定する低入監督方針を踏まえ「低入監督計画書」を作成し、担当職員の承諾を得ること。
受託者は、「低入監督計画書」に基づき、検査行為の立会い・確認を行うこと。
- 11) 労災保険の加入状況確認
受託者は、工事受注者から提出される保険関係成立届(写)※を確認し、労災保険関係成立票と突合確認を行い、担当職員へ報告すること。
※ または労災保険加入証明書等、労災保険関係成立票の内容を確認出来るもの
- 12) 安全管理状況の点検
委託者及び総主任業務受託者により、監理対象工事の工事受注者による安全管理の状況を、不定期に点検するので、受託者は点検に協力すること。
- 13) 安全巡回点検
委託者は、受託者の業務履行状況の点検確認を行うので、受検に協力すること。
確認回数は2回程度を見込むが、確認時期については別途通知する。
- 14) 健康増進法の一部を改正する法律に係る対応
受託者は、喫煙を行う場合は、対象工事で設置された屋外喫煙所で喫煙を行うこと。
また、団地内の住戸等を監督員事務所として使用する場合において、隣戸への受動喫煙防止のためベランダ等での喫煙は行わないこと。
- 15) 居住者への対応・配慮
本業務は居住中の賃貸住宅の敷地内で行うものであり、居住者(及び近隣住民等)に対する配慮が求められるものである。所轄の住まいセンターと連携して対応することに留意されたい。

以上

工事監督業務委託特記仕様書（別表）

工事監督業務件名 03－金剛団地道路通路修繕その他工事監督業務

No.	工事名称	概略施工規模 (整備面積)等	工事等種別	管理方式		工事工期		監督履行期間		備考
				一般 施工	重点 監督	原工期	変更工期	原履行期間	変更履行期間	
1	03－金剛団地道路通路修繕 その他工事	○道路・駐車場舗装工 約10,000㎡ ○排水工(雨水・汚水・清掃) 約4,000㎡ ○ごみ置き場・駐輪場改修工 1式 ○園路広場整備工 約2,700㎡ ○雑工作物工(ごみ置き場・駐輪場・車止め・柵) 1式 ○植栽工 1式 ○施設仕上げ工(階段改修・洗浄・塗装) 1式 ○電気設備工 1式	舗装工 道路工 園路工 排水工 雑工作物工 植栽工 電気設備工	○		R3年11月上旬 (契約締結日の翌日) (フレックス最大適 用時:R4.1.24) ~ R5.8.9 (フレックス最大適 用時:R5.10.30)		R3年11月中旬 (契約締結日の翌 日) ~ R5.8.23		(総合評価方式) 対象工事はフレックス工期で あり、監督履行期間は変更す ることがある。
(This row is crossed out in the original image)										
(This row is crossed out in the original image)										


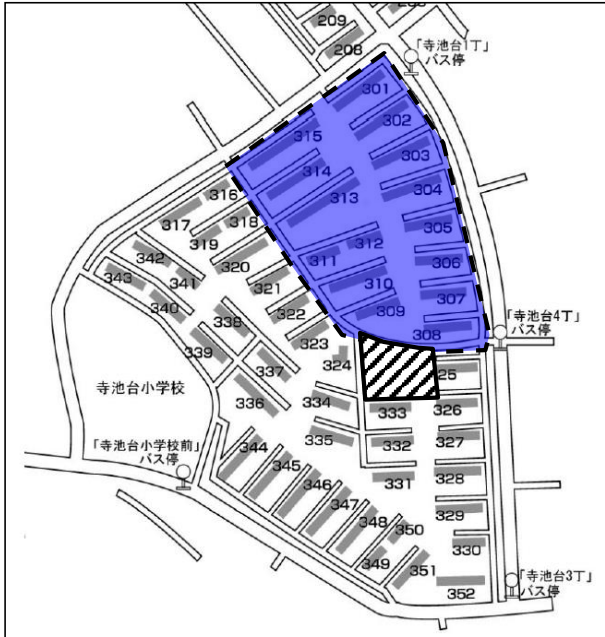
5

注1) 上記工事期間及び監督履行期間については予定であり、変更が生じた場合には軽微なものを除き変更対象とする。

当初契約の業務には、管理技術者:21人工(標準的な技術者※に換算すると概ね32人工程度)、土木・造園に関する主任監理員(標準的な技術者※:214人工(駐車場利用車両に係る
対応要員32人工を含む))、電気に関する監理員:2人工(標準的な技術者※に換算すると概ね1人工程度)を見込むものとする。

※標準的な技術者は、業務の中心を担う職階として、仕様書に示した内容に対し、上司等の指導の下、経験を踏まえ主体的に一般的な業務を実施できる職階相当を想定。

業務概要書 (参考)

業務名称	03 - 金剛団地道路通路修繕その他工事監督業務
履行場所	大阪府富田林市寺池台4丁目1他
業務概要	<p>下記工事内容に係る工事監理一式</p> <p>工事施工範囲 (約4.1ha)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○車道舗装工 約 4,200 m² ○歩道舗装工 約 400 m² ○駐車場舗装工 約 5,400 m² ○園路広場整備工(プレイロット再整備含む) 約 2,700 m² ○排水工 (雨水・汚水・清掃) 約 4,000 m ○雑工作物工(ごみ置き場・駐輪場・車止め・柵) 1 式 ○植栽工: 中低木・地被・養生・整姿 1 式 ○施設仕上げ工: 階段改修・洗浄・塗装 1 式 ○電気設備工 1 式
履行期間	令和3年11月中旬(契約締結の翌日)～令和5年8月23日(水)
位置図	<p>南海高野線「金剛駅」、バス「寺池台4丁目」7分、徒歩1分</p>  <p style="text-align: right;">: 対象範囲</p>
工事範囲図	 <p style="text-align: right;">: 工事範囲 : 仮設駐車場</p>